

民間事業者に対し、市町が補助を行う事業（第3条（1）関係）

別表1 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,480千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,790千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
介護予防拠点	8,910千円	施設数	
地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
施設内保育施設	11,900千円	施設数	
介護施設等の合築等			
第3条（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

（注1）消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

（注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、知事が適当と認める方法により算出した額で助成を行う。

民間事業者に対し、市町が補助を行う事業（第3条（1）関係）

別表1 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		宿泊定員数	
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所		定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	14,000千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	420千円	定員数	
都市型軽費老人ホーム	4,200千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			

（注1）車両購入に係る手続き及び登録に要する費用（税金、保険料、販売諸費用、預り法定費用等）並びにその他車両購入費として適当と認められない費用については、補助対象外とする。

（注2）注1の規定に関わらず、リサイクル料金（車両、家電等の購入に係るもの）及びリサイクルシール（消火器等の整備に伴うもの）の購入に要する経費は補助対象にすることができる。

民間事業者に対し、市町が補助を行う事業（第3条（1）関係）

別表1 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
介護予防拠点	100千円	1か所	

（注）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、市町が補助を行う事業（第3条（1）関係）

別表1 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、知事が適当と認める額）の2分の1	1 / 2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。）
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

民間事業者に対し、市町が補助を行う事業（第3条（1）関係）

別表1 既存の特別養護老人ホーム（定員29人以下）のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
既存の特別養護老人ホーム（定員29人以下）のユニット化改修			特別養護老人ホーム（定員29人以下）のユニット化改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「個室 → ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,380千円		

（注）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、市町が補助を行う事業（第3条（1）関係）

別表1 既存の特別養護老人ホーム（定員29人以下）のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
<p>特別養護老人ホーム（定員29人以下）及び併設されるショートステイ用居室の多床室のプライバシー保護のための改修</p>	<p>734千円</p>	<p>整備床数</p>	<p>特別養護老人ホーム（定員29人以下）及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

（注）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。